



( [https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 9 月 1 日（月）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

|           |                |
|-----------|----------------|
| 類似業務経験の分野 | 農水産物流通に関する各種調査 |
| 対象国及び類似地域 | 全途上国           |
| 語学の種類     | 英語             |

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

モルディブにおける水産業は、同国 GDP の約 4% を占めると共に輸出の 98% を占める重要な外貨獲得源であり、同国 GDP の約 23% を占める観光業に並び、同国の主要産業となっている（2023 年、モルディブ統計局）。同国政府は「国家漁業・農業政策（National Fisheries and Agriculture Policy）2019-2029」において、漁業を持続可能な方法で市場志向型に転換し経済社会開発に貢献する方針を打ち出している。

モルディブの水産業（水産加工を含む）は労働力人口の約 20% を占めており（2021 年、経済開発省）、首都以外の地方の住民島では最も重要な生計手段であることや、国民一人当たりの年間魚消費量が世界一であり、動物性蛋白源の約 71% を魚から摂取していること等から、雇用確保及び食料安全保障の観点からも同国での水産業の振興は極めて重要である。

しかしながら、主要魚種であるマグロ・カツオは、大手水産会社による買付拠点が限定されており、地方島の漁船は漁獲物販売までの長い待機期間が生じ、結果として漁獲物の品質向上の努力にも関わらず多くの漁獲物ロス（廃棄）が発生していることから、漁業者の経済的損失のみならず、環境上の観点からも懸念されている。そのため、地方島の漁業コミュニティにおいて、地元の水産加工業者（家内工業も含む）や潜在性の高い近隣の消費地（近隣の観光島など）に向けて漁獲物の販売を行っていきけるような仕組みを構築していくことが求められており、漁獲物の品質向上や付加価値向上に向けた技術開発に加え、離島の漁業コミュニティを起点とする水産物流通ネットワーク構築のニーズが高まってきている。

さらに、モルディブ国家統計局、財務財産省が 2014 年に実施した人口・世帯調査によると、モルディブの潜在労働人口 20,000 人のうち、15,000 人は女性と推定されている。女性の水産業への参入を促進することは、将来の水産業の発展に貢献すると考えられることから、当国の漁業振興を行うにあたっては、ジェンダーへの配慮を行うことが必要である。

このような背景を踏まえ、モルディブ漁業・海洋資源省は、これまでの技術協力プロジェクトによる協力成果も踏まえ、離島の漁業コミュニティを中心とした持続的水産業振興のモデルを構築するための技術協力プロジェクトについて、

我が国に対し要請した。

## 7. 業務の内容

モルディブ水産分野における離島振興にあたっては、モルディブ漁業・海洋資源省のみの人員・予算での実施は困難であり、観光省や連携可能な民間組織（リゾート、ゲストハウス、レストラン、小売店、加工流通業者等の民間企業等）との連携が必要不可欠になると想定している。そのため、本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程は、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き（農業・農村開発）」に従い、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点に立って、調査分析・検討を行う。

なおR/D協議や、評価6基準に基づく事前評価に必要な情報収集については、モルディブ漁業・海洋資源省による継続調査結果を受けたのちに改めて行うところ、当調査では実施しない。（詳細計画策定調査として、「水産物流通」の調査を本契約とは別に実施することは想定していない。）

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）準備業務（2025年9月中旬～2025年9月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題に加え、ジェンダー平等に関する取組状況については原則としてJICAが指示する調査項目に従い確認する。特に、2025年6月末まで実施した先行案件（モルディブ国ブルーエコノミー推進に向けた持続的資源利用推進プロジェクト）については、その取組結果及び教訓を専門家からヒアリングする。
- ② モルディブ側関係機関や他ドナー、離島で漁業振興を行うにあたって、連携先となりうる民間組織（リゾート、ゲストハウス、レストラン、小売店、加工流通業者等の民間企業）をピックアップし、質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。  
なお、質問票のうち、連携先となりうる民間組織に対する質問票は、

現地調査時に最終化し、現地調査終了時に、モルディブ側にて配布・回収することを計画しており、その他の質問票はJICAを通じて事前に関係機関に配布することを想定している。

- ③ 離島の漁業振興に関する国内外の参考事例の調査、取り纏め
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2025年10月上旬～2025年10月下旬)

- ① JICAモルディブ支所等との打合せに参加する。
- ② モルディブ側関係機関との協議及び現地調査に参加する。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) モルディブ国における離島漁業の現状
  - イ) モルディブ国における離島漁業振興にあたって連携しうる組織 (省庁、民間企業、NGO等)
  - ウ) モルディブにおける離島振興にあたっての民間企業との連携事例
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等) の活動動向、連携の可能性
  - オ) 先行案件 (モルディブ国ブルーエコノミー推進に向けた持続的資源利用推進プロジェクト) および今後対象となりうる漁民グループ代表者に対するヒアリング調査を行い、離島振興を行う際の漁民グループのニーズと留意点
  - カ) 連携先となりうる民間組織の可能性と、留意点。なお、モルディブ国におけるリゾートと住民等の連携に関する先進事例としては、現時点ではフォーシーズンズホテルが確認されているものの、現地業務を通じ、他に先行事例となる民間組織があればそれも調査の対象とする。
  - キ) 上記ア)～カ)において原則としてJICAが指示する調査項目に基づくジェンダー視点に立った情報収集と分析に加え、対象国・地域における社会、組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報 (社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女での異なるニーズや課題等) の収集と分析を行い、本件における女性が担う、ま

たは担える役割についての可能性と留意点をまとめる。

- ④ 調査結果に基づき、モルディブ側にて配布すべき民間組織向けの質問票を宛先（現時点では、リゾート、ゲストハウス、民間小売り店舗を想定。調査中に必要に応じて追加。）ごとに作成する。
- ⑤ 担当分野に係る調査結果をJICAモルディブ支所等に報告する。

(3) 整理業務（2025年11月上旬～2025年12月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 現地業務期間中に作成し、モルディブ側が配付・回収する連携先となりうる民間組織への質問票について、モルディブ側の自主性を重んじつつその回収状況をモニタリングし、2025年12月15日までの回収結果を分析、報告書に取りまとめる。
- ③ 調査結果及び、②の質問状回答とその分析結果を、業務完了報告書に取りまとめる。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2026年1月15日（木）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 質問状取りまとめ結果

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA モルディブ支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

・車両関係費（マレ島、フルマレ島内での移動経費）

\*臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 10 月 6 日～10 月 28 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 水産開発 (JICA)

ウ) 水産物市場流通 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA モルディブ支所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：なし

- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：なし（離島への移動に係る航空券・船舶備上費については JICA が手配します。）
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし（モルディブ漁業・海洋資源省内のデスクの使用は可能。）

## (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・プロジェクト要請書
- ・先行案件（モルディブ国ブルーエコノミー推進に向けた持続的資源利用推進プロジェクト）業務進捗報告書

- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・モルディブ国 持続的漁業のための水産セクターマスタープラン策定プロジェクトファイナルレポート

[libopac.jica.go.jp/images/report/12301651.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12301651.pdf)

(別冊) 1 [libopac.jica.go.jp/images/report/12301669\\_01.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12301669_01.pdf)

2 [libopac.jica.go.jp/images/report/12301669\\_02.pdf](http://libopac.jica.go.jp/images/report/12301669_02.pdf)

- ・国際観光地における水産物を含む 日本産食材調達実態・可能性調査（モルディブ）  
[kankouchi\\_mal.pdf](http://kankouchi_mal.pdf)

※JETROによる調査資料ですが、本件に関連が深い部分も多くあるため、参考まで共有します。

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モルディブ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現

地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上